

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

再生・細胞医療製品部任期付研究員の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当所再生・細胞医療製品部において任期付研究員を公募することとなりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

再生・細胞医療製品部任期付研究員（厚生労働技官・研究職・任期付（4年6か月・若手育成型））1名

2. 業務内容

再生・細胞医療製品部は、再生医療等製品（遺伝子治療用製品を除く）並びに細胞又は組織を利用して製造される医薬品及び医療機器の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行っている。

今回募集する再生・細胞医療製品部任期付研究員は同部第三室において、主に iPS/ES 細胞を加工したオルガノイド型細胞加工製品の品質・安全性評価に係る試験・研究に従事する予定である。

3. 応募資格

- （1）薬学系、医学系、理学系、工学系、生命科学系又は関連領域における博士の学位取得後、概ね5年以内の者、又は令和8年9月30日までに博士号取得見込みであること
- （2）分子生物学、幹細胞生物学、組織工学などの基礎又は応用研究に関する知識、経験及び業績を有すること
- （3）再生医療、多能性幹細胞、ゲノム編集、三次元細胞培養、又はオミックス解析に関する専門知識と経験を有することが望ましい
- （4）再生医療等製品の品質、安全性、有効性評価に関する試験・研究に意欲を有していること
- （5）研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と協調性を有すること
- （6）厚生労働省所管の国立研究機関における試験・研究業務の意義と責務を理解し、必要な行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- （7）外国人との専門分野の打ち合わせや、討論を行うに足る英語力を有すること

※下記【備考】（1）～（3）に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>) に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに、高等学校卒業以降の学歴・職歴、教育歴、所属学会、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること
 - (2) 現在までの研究概要（A4用紙 2 ページ、カラー可）
 - (3) 研究実績目録（原著論文、総説・解説、単行本、学会発表、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（3編以内、総説・解説も可）
 - (4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙 2 ページ）
 - (5) 学位記（写し）あるいは学位を証明するもの。又は大学院博士課程の修了（見込み）証明書（あるいは令和8年9月末までに学位取得見込みであることを証明できるもの）
 - (6) 現在までの競争的研究費の獲得状況
 - (7) 推薦状（複数可）
 - (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
 - (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
- ※各書類が複数枚になる場合はクリップ止めにする（ステープラーは使用しない）
※（2）～（4）、（6）～（9）は様式自由。
※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

令和8年6月26日（金）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 令和8年7月上旬（予定）
 - (2) 面接試験 令和8年7月下旬（予定）
- ※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和8年10月1日（予定）（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
＜モデル年収＞
任期付研究員 経験年数 博士課程取得後2年として試算
一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条第二項に定める
第二号任期付研究員俸給表1号俸 年収700万円程度（月収約45万円程度）
※ 上記は俸給、地域手当と期末手当により暦年（1～12月）での報酬水準を試算したものです。超過勤務時間12時間の金額を含んで試算しています。これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当等の諸手当が支給されます。なお、当該金額は、共済掛金等の控除前のものであり、手取り年収ではありません。
- (2) 任期は、令和13年3月31日までである。
- (3) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）である。
- (4) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「再生・細胞医療製品部任期付研究員 応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 柴田彩乃

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail: Ayano-shibata@nihs.go.jp

【備考】

(1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）